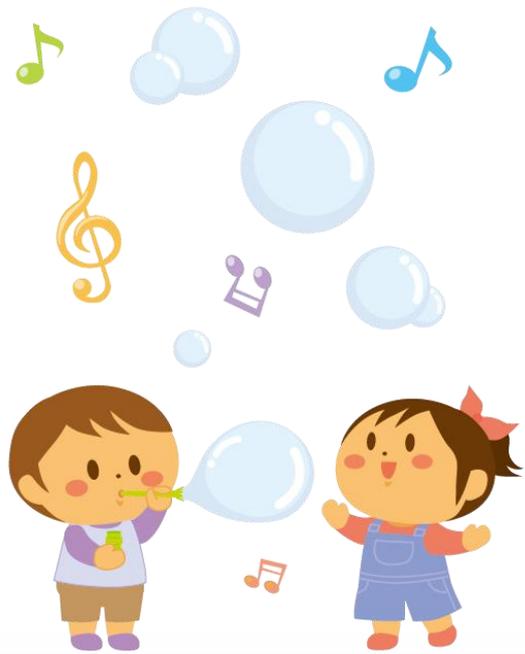


資料編





1 計画策定の経過

令和5年度	
令和5年7月28日	●第1回 上田市子ども・子育て会議 ・上田市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和5年10月16日	●第2回 上田市子ども・子育て会議 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出の考え方について
令和5年12月 (書面開催)	●第3回 上田市子ども・子育て会議 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
令和6年1月19日 ～2月2日	●第3次上田市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査(アンケート調査)
令和6年2月6日	●第4回 上田市子ども・子育て会議 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うワークショップについて ・「こども大綱」について
令和6年3月12日	●高校生の生徒ワークショップ 『私たちの声を届けよう』
令和6年3月16日	●就学前児童の保護者ワークショップ 『子育てしやすいまちづくりについて』 ●中・高校生の保護者ワークショップ 『子育てしやすいまちづくりについて』
令和6年3月17日	●小・中学生の児童生徒ワークショップ 『わたしたちの声を届けよう』 ●小学生児童の保護者ワークショップ 『子育てしやすいまちづくりについて』
令和6年度	
令和6年4月24日	●第1回 上田市子ども・子育て会議 ・諮問 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う検討部会について
令和6年5月15日	●第2回 上田市子ども・子育て会議 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査結果について ・国の基本指針の改正等について ・区域の設定について
令和6年5月15日	●部会(子育て支援事業、保育・教育、放課後児童対策) ・区域の設定について
令和6年7月29日	●第3回 上田市子ども・子育て会議 ・上田市こども計画策定について ・量の見込みと確保方策について
令和6年7月29日	●部会(子育て支援事業、保育・教育、放課後児童対策) ・量の見込みと確保方策について
令和6年9月26日	●第4回 上田市子ども・子育て会議 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画 施策の展開について
令和6年11月15日	●第5回 上田市子ども・子育て会議 ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民意見募集手続きについて
令和7年2月4日	●第6回 上田市子ども・子育て会議 ・市民意見募集手続きの結果について ・第3次上田市子ども・子育て支援事業計画(案)の確認 ・答申



2 上田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について審議するため、上田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編



3 上田市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順 敬称略)

会長 酒井 真由子 副会長 長谷川 弘美

氏名	推薦団体又は所属団体、職業等	所属部会 ◎会長 ○副会長
浅川 利恵子	上田市商工会	子育て支援事業部会
阿部 久美	あべ母乳.子育て相談室	子育て支援事業部会
安藤 あすか	丸子中央病院 ((医)丸山会)	保育・教育部会
飯島 俊勝	上田市私立保育園・認定こども園協会	保育・教育部会 (○)
表 秀孝 ⇒勝見 明德	上田市幼稚園連盟	保育・教育部会
片桐 伸介	(一社)長野県経営者協会上小支部	放課後児童対策部会
菊池 麻美 ⇒清水 ななえ	上田市保育園・認定こども園保護者会連合会	保育・教育部会
金 久美	(一社)ループサンパチ	子育て支援事業部会 (○)
小池 純子 ⇒大隅 真理子	スマイルマムネットUEDA ⇒公募委員	子育て支援事業部会
小宮山 健一	上田市校長会	放課後児童対策部会 (◎)
酒井 真由子	上田女子短期大学教授	保育・教育部会 (◎)
下村 敬貴	上小労働者福祉協議会	放課後児童対策部会
杉原 三枝子 ⇒下村 久美子	上田市民生委員児童委員協議会	放課後児童対策部会
高井 友佳子	上田市学童保育連絡協議会	放課後児童対策部会 (○)
土屋 裕子 ⇒高橋 利江子	児童発達支援センター	保育・教育部会
西澤 旭 ⇒八反田 貴史	パパカレッジ上田	子育て支援事業部会
長谷川 弘美	(福)上田市社会福祉協議会	子育て支援事業部会 (◎)
水出 夢翼 ⇒宮本 智史	上田市PTA連合会	放課後児童対策部会
宮下 尚夫	上田市医師会	子育て支援事業部会
山崎 房子	上田さつき保育園	保育・教育部会



4 諮問書

6 子 第 2 1 号
令和 6 年 4 月 2 4 日

上田市子ども・子育て会議
会長 酒井 真由子 様

上田市長 土屋 陽一

「第 3 次上田市子ども・子育て支援事業計画」の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第 6 1 条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

上田市においても、平成 2 7 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」の開始以来、「上田市子ども・子育て支援事業計画 ～上田市未来っ子かがやきプラン～」を定め、市民・地域・企業・市が協働し、すべてのこどもが笑顔でしあわせに暮らせるまちを基本理念として、こどもの育ちと親の子育てを支える環境を整備してまいりました。

現在、子育てのニーズは多様化しており、孤立感や負担感を持つ子育て世代が増え、又、保護者の経済的な環境から、社会的養護を必要とするこどもの増加や、こどもの貧困、児童虐待事案が社会的な問題になるなど、子育て支援については更なる取組が必要となっています。

令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足し、こどもの視点を重要なものとして位置付け、様々な政策に反映させるものとし、多様化していく幅広い子育て政策について、更に細心の注意を払いながら、時流に遅れることなく実施していくことが求められています。

こうした社会情勢を背景として、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、時代の移り変わりや政策動向、地域の実情を考慮し、「第 3 次上田市子ども・子育て支援事業計画」について、御審議いただきますよう諮問いたします。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編



5 答申書

令和7年2月4日

上田市長 土屋 陽 一 様

上田市子ども・子育て会議
会 長 酒井 真由子

第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市こども計画）（案） の策定について（答申）

第2次 上田市子ども・子育て支援事業計画が、令和6年度をもって計画期間が終了することから、令和6年4月24日付6子第21号で諮問されました「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（案）の策定」について、本会議は、慎重審議の結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、当会議では、本計画の基本理念を『すべてのこども・若者が笑顔でしあわせに暮らせる「こどもまんなか」のまち』、又、大切な視点を下記のとおりとし、計画の着実な推進を要望いたします。

記

1 こども・若者の成長を支える視点

こども・若者は社会の希望であり、家族の愛情に支えられて成長し、幼児期等の人格形成が重要であるものとして、良質な教育・保育を提供し、こども・若者の健やかな成長を保障する取組を進める。

2 親の子育てを支える視点

保護者の気持ちに寄り添いながら様々な相談や適切な情報提供を行い、母親の就労機会の増加や、社会環境の変化に対応した、質の高い子育て支援を提供するために、人材の質的向上や情報提供を進める。

3 地域社会全体で子育てを支える視点

地域の特性を踏まえ、こども・若者の成長に適した環境を整えるため、行政のみならず地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを進め、支援体制の強化を図る。



6 用語説明

あ 行	
赤ちゃんステーション	乳幼児を連れた保護者が、外出中に授乳やおむつ替えなどに立ち寄ることができる事業所や商業施設、公共施設等にあるスペース
アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で活かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム
上田市内科・小児科初期救急センター	夜間に突然具合が悪くなったとき、応急的な内科的診療を行う施設として上田地域広域連合により運営
か 行	
確認を受けない幼稚園	幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行のままの園に分かれ、新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」（私学助成、就園奨励費補助の対象）
家庭の日	心身ともに健やかでたくましい人づくりのもと、家族相互の愛情と思いやりの心に満ちた、明るい家庭のもとにあるといわれ、そのような家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とするもの
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数の平均
校内交流型放課後児童クラブ	放課後児童クラブと放課後こども教室の両方事業を実施している小学校区において、放課後児童クラブの児童も放課後こども教室の体験プログラムに参加し、交流できるもの
子育て応援ハンドブック	妊娠～就学前程度のこどもを持つ家庭向けに、上田市が行っている子育てサービスや制度の説明、相談窓口の案内などを紹介している
子育て世代包括支援センター	妊産婦や乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、支援プラン策定や保健医療、福祉に関する機関と連携し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供により、健康の保持及び増進に関する包括的な支援に取り組む
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性」「女性」という性別を理由として役割を固定的にわけること
こども家庭センター	母子保健を担当する「子育て世帯包括支援センター」と、児童福祉を担当する「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を一体的に運営し、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防や個々の家庭に応じた切れ目ない支援等の強化を図る
子ども家庭総合支援拠点	すべてのこどもが地域で健やかに成長するよう、家庭の相談、育児やしつけ、子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題等の相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げる拠点
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に施行され、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律
子ども・子育て支援新制度	就学前のこどもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度
子ども・子育て支援法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱（令和5年12月閣議決定）
こどもの居場所づくり事業	経済的に困窮等しているこどもに学習支援や食事の提供、悩みごと相談などを行う事業（長野県では「信州こどもカフェ」として実施）
こどもの最善の利益	すべてのこどもは、大人たちから保護され、世話を受け、関心が向けられ、愛され、信頼のもとで見守られること
子どもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、こどもの貧困解消に向けた基本理念や国等の責務を定め、こどもの貧困対策を総合的に推進するための法律（平成26年1月施行）
こどもまんなか社会	こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進めるための取組
子ども・若者育成支援推進法	こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進するための法律（令和6年10月施行）
こどもを守る安心の家	登下校時における児童を守るために、小学校の通学路にある一般住宅、商店等に協力をお願いし、こどもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしている場所
さ 行	
事業所内保育	会社の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもに対し一緒に保育を実施する事業
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律（平成15年7月日施行）
自治体こども計画	こども基本法で地方自治体において策定が努力義務化され、策定にあたっては、こども大綱を勘案し、地域の実情に応じる等を踏まえた、こども施策に関する計画
出入国管理及び難民認定法改正	日本からの出入国の際に必要なルールや、難民の認定手続きを整備するための法律で、人手不足が深刻化する日本において、外国人労働者の受け入れを拡充すべく、入管法の改正が行われてきたもの
小規模保育事業所	預かるこどもの対象は「0歳～2歳」の児童で、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業所（定員数は「6人～19人まで」）
少子化社会対策基本法	こどもがひとしく心身ともに健やかに育ち、こどもを生子、育てる者が真に誇りと喜びを感じることをできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められている旨等を規定した法律（平成15年9月施行）
ジョブカフェ信州	長野県が行っている若者のための就職支援サービスセンター
スタートカリキュラム	幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へつなげるため、小学校入学後に実施されるカリキュラム
性自認（性同一性・ジェンダーアイデンティティ）	「自身の性をどのように認識しているか」という自己意識の概念で、「心の性」と言い換えられることもあるもの
性的マイノリティ（少数者）	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと
た 行	
チャイルドライン	18歳までのこどもの専用相談電話（県内には、長野市、諏訪市、上田市、佐久市、安曇野市に開設）
特定教育・保育施設	市長村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所が該当）



特定地域型保育事業所	<p>児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（主として従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供）
な 行	
長野県パートナーシップ制度	性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度
ながの子育て家庭優待パスポート	協賛店舗が、子育て世帯に対し買い物の際に割引など各種サービスを提供
長野働き方改革推進支援センター	働き方改革の実現に向けて、中小企業や小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の処遇改善や時間外労働の上限規制への支援、人材不足に対応する技術的な支援を行う機関
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	ふだん保育所等に通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園等の施設で預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促し、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援等を実施するための制度
認定こども園	小学校就学前のこどもに対する保育及び教育、子育て支援の総合的な提供を行う施設で、幼稚園と保育所の両方を併せ持っている施設
は 行	
フードバンク事業	家庭で消費されない食料品を集め、食べ物に困っている方や福祉施設などに届ける支援活動
プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが、自分たちの生活や健康に向き合うこと
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、こどもたちの活動拠点となる居場所を確保し、放課後や週末などにさまざまな体験活動や交流活動を行う児童の居場所
放課後児童施設	保護者の就労などにより放課後に保育を必要とする家庭の小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する施設
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する障がい児福祉サービス
防犯当番制度	自治会等における地域の安心・安全を図るための取組
や 行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を構築出来なかったりすることも
ユニバーサルデザイン	一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと
幼保小中の連携	幼児期から義務教育期までのこどもの視点に立ち一貫した教育の実現を目指して、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校が連携
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容を協議
ら 行	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利のこと

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編



わ 行

若者サポートステーション・シナノ	就労を目指す若者たちの無料相談所
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方
<h2 style="text-align: center;">その他</h2>	
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術
IoT	Internet of Things の略で、あらゆるモノをインターネット等に接続する技術
PT 相談・OT 相談	PT 相談：Physical Therapy の略で、けがや病気などにより、運動機能低下などに対する、基本的動作能力の回復を図り、失われた能力を補うためなどに行う OT 相談：Occupational Therapy の略で、身体又は精神に障がいに対し、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る支援を行う